

Stars

基準と規範

適用

本書は、STARSにより作成され、ダイバーの認定基準とトレーニングプログラム作成の指針をインストラクターに与えるものである。

本書の基準は、2017年1月1日以降に全てのSTARSダイバー・インストラクター認定に適用される。2017年1月1日以前は旧基準との移行期間とし旧基準の採用も可能とする。

本書には法的な権限はなく、全ての国の法律は本書の内容に優先する。

本書の内容に関する提案があれば、下記のSTARS本部宛に郵送のこと。

〒103-0033 東京都文京区本郷 3-2-7 お茶の水サニービル

STARS本部

目 次

警告事項	3
STARSダイビングコースと認定証の種類	5
認定証の交付方法	8
健康診断の目的	10
査定方法	11
トレーニングプログラムの目的	12
STARS認定証の目的	13
認定証の形式と有効期限	14
一般用コース基準	15
職業訓練用コース基準	41
クロスオーバーコース基準	65

下記の条件を全て満たす環境で行わなければならない。

1. 生命に危険を及ぼす水中生物がない水域
2. 波浪や潮流の影響の少ない水域
3. 水面上と水中視界の良い水域
4. 水面に垂直に浮上できる水域
5. 水質と水温が適正である水域
6. 水底が平坦な水域
7. 日の出から日没までの時間帯
8. 4m以浅の深度

⑪本書に特に記載のない場合には、下記の条件を全て満たす環境でファンダイビングとオープンウォーター実習を行わなければならない。

1. 生命に危険を及ぼす水中生物がない水域
2. 波浪や潮流の影響の少ない水域
3. 水面上と水中視界の良い水域
4. 水面に垂直に浮上できる水域
5. 水質と水温が適正である水域
6. 日の出から日没までの時間帯
7. 4m以深で20m以浅の深度

⑫本書のコース基準で定められている実技講習の回数表示は、水中での滞在時間が20分以上のスクーバ潜水を1回として表示しています。

⑬講習で経験していない環境（潜水深度、水中視界、水中生物、波浪や潮流、水質、洞窟等）に潜水する場合には、その環境に精通したSTARSインストラクター（ダイブマスターは不可）と共に潜水するか、必要となる追加講習を受講する事が安全上の観点から強く推奨される旨を、講習修了者へ指導してください。

⑭全ての講習活動及びファンダイビング引率活動では、参加者の注視義務（動静監視を5秒未満毎におこなうこと。）を怠らないこと。

⑮特別な事情等によりSTARS基準を適用できない場合にはSTARS本部の書面による事前の許可が必要です。

⑯本書には法的な権限はなく、全ての国の法律は本書の内容に優先する。

STARSダイビングコースと認定証の種類

STARSのダイビングコースは下記のコースにより構成されています。これらのコースにはそれぞれ受講条件が規定されています（各ランクのコース基準を参照）。受講条件を満たしていれば、受講生はどのコースにでも参加することができます。

【 種類 】	【認定コースとコース終了時のオープンウォーター通算最少スクーバ潜水回数】
一般コース	スノーケラー（通算最少スクーバ潜水回数 0回） ↓ スキンダイバー（通算最少スクーバ潜水回数 0回） ↓ イントロダクトリーダイバー（通算最少スクーバ潜水回数 0回） ↓ エントリーダイバー（通算最少スクーバ潜水回数 0回） ↓ ツーリストダイバー（通算最少スクーバ潜水回数 2回） ↓ オープンウォーターダイバー（CMAS1級ダイバー） （通算最少スクーバ潜水回数 4回） ↓ スペシャルティダイバー <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> イントロダクトリーボイヤンシー イントロダクトリードライスーツ イントロダクトリーナビゲーション イントロダクトリーアドバンスドナビゲーション イントロダクトリーマルチレベルダイビング イントロダクトリーマリンライフ イントロダクトリーナイトダイビング イントロダクトリーサーチ&リカバリー イントロダクトリーディープダイビング イントロダクトリーアンダーウォーターフォト イントロダクトリーボートダイビング ボイヤンシー ドライスーツ ナビゲーション アドバンスドナビゲーション ナイトロックス マルチレベルダイビング マリンライフ ナイトダイビング サーチ&リカバリー ディープダイビング アンダーウォーターフォト ボートダイビング ベーシックレスキュー レスキュー ファーストエイド ドルフィンスイム インストラクターオリジナルスペシャルティダイバー </div> ↓ 次ページへ続く

【 種類 】	【認定コースとコース終了時のオープンウォーター通算最少スクーバ潜水回数】
一般コース	<p>オープンウォーターダイバープラス (CMAS アドバンスト 1 スターグイード)</p> <p>(通算最少スクーバ潜水回数 6回)</p> <p>↓</p> <p>アドバンスドオープンウォーターダイバー (CMAS2 スターグイード)</p> <p>(通算最少スクーバ潜水回数 9回)</p> <p>↓</p> <p>アドバンスドオープンウォーターダイバープラス (CMAS アドバンスト 2 スターグイード)</p> <p>(通算最少スクーバ潜水回数 9回)</p> <p>↓</p> <p>マスタースクーバダイバー (CMAS3 スターグイード)</p> <p>(通算最少スクーバ潜水回数 30回)</p>
職業訓練コース	<p>スキンドайビングインストラクター</p> <p>(通算最少スクーバ潜水回数 0回)</p> <p>↓</p> <p>ダイブプロフェッショナル (CMAS4 スターグイード)</p> <p>(通算最少スクーバ潜水回数 50回)</p> <p>↓</p> <p>ガイドインストラクター (CMAS4 スターグイード)</p> <p>(通算最少スクーバ潜水回数 80回)</p> <p>↓</p> <p>オープンウォーターインストラクター (CMAS1 スターグイード)</p> <p>(通算最少スクーバ潜水回数 100回)</p> <p>↓</p> <p>アドバンスドインストラクター (CMAS2 スターグイード)</p> <p>(通算最少スクーバ潜水回数 100回)</p> <p>↓</p> <p>インストラクタートレーナー (CMAS2 スターグイード)</p> <p>↓</p> <p>マスターインストラクター (CMAS3 スターグイード)</p>

認定証の交付方法

STARS認定証は次の5つの方法で交付されます。

1. STARS認定のインストラクターまたはSTARS本部が開催するコースを受講し修了する。
2. STARS認定のインストラクターまたはSTARS本部が開催するコースを受講し認定試験（合格基準）に合格する。
3. STARS認定のインストラクターまたはSTARS本部が開催するコースは受講せずに、筆記や実技試験等の認定試験（合格基準）に合格する。
4. STARS認定のインストラクターの承認を受ける。
5. STARS本部にオリジナルのコース基準を提出し、コース開催の承認を受ける。
6. STARS本部の承認を受ける。

1. は合格基準が設定されていない、セミナータイプのコースで採用される方法です。真剣にコースに取り組んだ受講修了者には、コース受講修了証として認定証が交付されます。
2. は通常行われるコースやクロスオーバーコースで採用される方法です。コースを受講修了後、認定試験（合格基準）に合格すれば認定証が交付されます。認定証は上記1. で交付されるものに比べて免許証としての性格を強く持ちます。また、クロスオーバーコースでは「クロスオーバーコース基準」に従い、認定試験の項目が簡素化されます。
3. は何らかの理由でコースを受講できない場合に採用される方法です。コースを受講しなくても、筆記や実技試験等の認定試験（合格基準）を受験し、これに合格すれば認定証が交付されます。認定証は上記2. と同様に免許証としての性格を強く持ちます。
4. は他団体のスペシャリティダイバーがSTARSに移籍を希望する場合に採用される方法です。所定の申請書に所持している認定証の写しを添付すれば、無条件で認定証が交付されます。
5. はスペシャリティインストラクターが開発したオリジナルのスペシャリティコースと、サイエンスインストラクターが開発した専門的なサイエンスダイバーコースとアドバンスサイエンスダイバーコースをSTARS本部が承認する時に採用する方法です。オリジナルデザインのスペシャリティインストラクター認定証やサイエンスインストラクター認定証が交付されます。
6. は以下の4種類の場合に採用される方法です。
 - (1) コース基準で規定されている認定実績を達成したインストラクターを認定する場合。所定の審査用紙により審査され、合格者には、インストラクタートレーナーエグゼクティブ、コースディレクター、コースディレクターエグゼクティブのいずれかの称号が与えられ、認定証が交付されます。
 - (2) レスキュースペシャリストまたはレスキュースペシャリストトレーナーを承認する場合。所定の審査用紙により審査され、合格者には、レスキュースペシャリストまたはレスキュースペシャリストトレーナーの称号が与えられ、認定証が交付されます。

- (3) 他団体のインストラクターおよびスペシャリティインストラクターがSTARSに移籍を希望する場合。所定のクロスオーバー審査用紙により審査され、合格者には認定証が交付されます。
- (4) STARS本部及びSTARS全メンバーに多大な貢献をしたか、もしくは多大な貢献をされると思われる者を認定する場合。STARS本部で審査され、適切な認定証が交付されます。

健康診断の目的

ダイビングは特殊な環境に於いて行うスポーツですので、身体の状態によっては適、不適があります。

ダイビング事故の中には、潜在的な疾患や異常があるにもかかわらずダイビングをして事故に遭遇する場合があります。

従って、トレーニング参加者全員に医師による健康診断を行い、医師による潜水適正証明を得ることは、不慮の事故が発生した場合に、インストラクター自身を法的に保護します。その意味で、トレーニングに参加する者全員に健康診断を受けさせるべきです。

医学的な知識が豊富なインストラクターであれば、簡単な問診等によりトレーニング参加者の潜水適正をあらかじめ知ることができますが、これは法的な保護を放棄することになりかねません。

健康診断および問診に適した書式はSTARS本部より入手できます。必要であればSTARS本部よりアドバイスもえられます。

査定方法

トレーニングの中の、ダイバーとインストラクターの知識及び実技を査定するために現在2つの方法がとられています。

(1) 最終査定による方法

合格基準でもとめられている能力があるかどうか最終試験をする方法。

(2) 連続査定する方法。

トレーニングプログラムの各レッスンごとに講習及び試験をする方法。

(1) の方法は短時間で査定を行うことができますが、生徒のストレスと不安をましてしまふことがあります。それらの要因が十分に考慮されていれば問題はありません。

一般的には知識の査定でこの方法が利用されます。知識的には択一式の筆記試験は用いられます。これは短時間で理解の度合いを知ることができます。試験の結果により知識不足が確認された場合には、必要に応じて口頭による質問で知識の補充を行えます。択一式の標準問題はS T A R S本部より入手できます。

(2) の方法はもっと現代的なシステムで、一般的には実技の査定でこの方法が利用されます。各潜水経験の中でトレーニングプログラムのそれぞれのレッスン内容が、スムーズに2回以上連続してしっかりできればそのレッスンの技術は習得したものとみなされ記録されます。各潜水経験の中で、1つまたは2つの技術項目のチェックを行うことが望ましく、その間に能力が進歩しているのを確認します。また、レッスンの順序は必要に応じて変更しても構いません。この方法は生徒の能力と技術力が進歩していくのを継続して査定でき、それにより生徒の進歩の速度が調整できます。インストラクターは各レッスンを繰り返し行い、あるいは生徒の潜水経験によって、その生徒の本当の弱点と能力が判り、それらを各レッスンで復習させることができます。また生徒にとっても技術習得のチャンスが増えます。したがってトレーニングの終わりで全ての項目の最終査定をする必要がなく、査定基準に最小の努力で達することができます。この方法はレジャー活動中に教える為の最も望ましい方法です。

トレーニングプログラムの目的

インストラクターは常日頃からトレーニングプログラムを研究し、講習のクオリティを高めなければなりません。

トレーニングプログラムの作成方法は「インストラクターマニュアル」記載されています。

通常の場合、これらのトレーニングプログラムは、理論と実技で構成されています。

一般的には、実技講習は理論講習の後に行われます。

一方、理論講習中に必要に応じて実技講習の一部を行うことで、講習のクオリティを高めることができる場合もあります。

いずれにしても、インストラクターがより良いトレーニングプログラムを研究することが、講習のクオリティを向上させます。

また、より良いトレーニングプログラムを開発した場合には、STARS本部へ所定の方法にてご提出ください。STARS本部の審査により、STARSのトレーニングプログラムとして採用させていただいた場合には、その功績をたたえ表彰いたします。

STARS認定証の目的

STARS認定証は、その所有者が認定ランクの規定するレベル以上の経験と能力があることを証明するものです。

すなわち、その目的は、世界のどこでトレーニングを受けたダイバーであっても、その認定証にふさわしい経験と能力があることを、全てのダイビング関係者に認めさせるようにする事です。

そのため、その所有者はそれと同程度の他団体の認定ダイバーの活動範囲を限度とした潜水活動に携わることが出来る事になっています。

原則として他団体の認定証を持つダイバーは、既にSTARSと同等の認定証を持つダイバーとして認められ、そのダイバーにはSTARSの準備する次の上級レベルのトレーニングが提供されます。

しかし、STARSダイバー認定証を持った者に、それと同等の他団体の認定証を発行するといった目的は、STARS認定基準にはありません。

STARS認定証には、そのダイバーレベルに応じて、国際標準化機構（ISO）の定める下記の国際規格番号が表示されています。

ISO	STARS
ISO24801 レベル1ダイバー	ツーリストダイバー
ISO24801 レベル2ダイバー	オープンウォーターダイバー (CMAS1スターダイバー)
ISO24801 レベル3ダイバー	ダイブプロフェッショナル (CMAS4スターダイバー)
ISO24802 レベル1インストラクター	オープンウォーターインストラクター (CMAS1スターインストラクター)
ISO24802 レベル2インストラクター	インストラクタートレーナー (CMAS2スターインストラクター)

認定証の形式と有効期限

ダイバーとインストラクターの認定証にはカードと証書があり、カードと証書は全てのダイバーとインストラクターに交付されます。また、認定証の有効期限は認定の種類により異なります。ダイバーとインストラクターの認定証の有効期限は下記の通りです。

【種類】	【有効期限】
スキンドビングインストラクター	1年間
ダイブプロフェッショナル (CMAS4スターダイバー)	1年間
オープンウォーターインストラクター (CMAS1スターインストラクター)	1年間
アドバンスドインストラクター (CMAS2スターインストラクター)	1年間
インストラクタートレーナー (CMAS2スターインストラクター)	1年間
マスターインストラクター (CMAS3スターインストラクター)	1年間
コースディレクター (CMAS3スターインストラクター)	1年間
その他	終身資格

一般コース基準



一般コース基準

スノーケラー

〔定義〕

スノーケリング装備で水面遊泳を体験したダイバーです。

〔プログラムの目的〕

プログラム参加者に対して、スノーケリングを通じて水中世界との交流を体験することによって、水中環境への関心を高め、ステップアップコースに参加することの動機付けを行ないます。

このプログラムは、基本的に水面でのプログラムで、完全な浮力の確保と水面でのストレスのない呼吸を重視すべきであり、必要以上のトレーニングを行って参加者に精神的あるいは肉体的ストレスを与えてはいけません。

従って「耳抜き」や「マスククリア」といった不必要なテクニックを講習することはインストラクター自身がストレスを感じるだけでなく、受講生にもストレスを与えます。

スキル面での過剰指導は控え、インストラクターが楽しみ方のアドバイスや器材使用の手助けをすることにより、参加者へ水中環境での楽しさと安全性を提供し、参加者に水中世界への興味を抱いてもらうことがこのプログラムの目的です。

〔参加条件〕

満6歳以上。(満8歳以上が推奨される。)

〔プログラム概略〕

- | | |
|-------------------|-------|
| ①陸上練習 | 20分以上 |
| ②コンファインドウォーター講習*1 | 80分以内 |

*1) プールで行なうことが望ましい。

〔プログラム開催及び認定可能インストラクター〕

スキンドIVINGインストラクター及びオープンウォーターインストラクター以上の全てのインストラクター。



一般コース基準

スノーケラー

〔トレーニングプログラム〕

- ① フィンの装着法
- ② フィンの使用法
- ③ マスクのくもり止め
- ④ マスク装着法
- ⑤ マウスピースの装着法
- ⑥ マスクを装着して深呼吸による陸上スノーケル呼吸
- ⑦ サーマスーツまたはウエットスーツ等の皮膚保護具の装着方法
- ⑧ 浮力材または浮力ベストの装着方法
- ⑨ 浮力材または浮力ベストを利用し、水面でのストレスのないとどまり方
- ⑩ マスクを装着して深呼吸による水面でのスノーケル呼吸
- ⑪ 水面散歩（フィンの装着はこの段階で行なうこと。）

〔合格基準〕

このコースの終了後に、合否の判定をする必要はありません。

〔推奨されるステップアップコース〕

ツーリストダイバー



一般コース基準

スキンド이버

〔定義〕

スキンドビング装備でスキンドビングを体験したダイバーです。

〔プログラムの目的〕

プログラム参加者に対して、スキンドビングを通じて水中世界との交流を体験することによって、水中環境への関心を高め、ステップアップコースに参加することの動機付けを行ないます。

必要以上のトレーニングを行って参加者に精神的あるいは肉体的ストレスを与えてはいけません。

スキル面での過剰指導は控え、インストラクターが楽しみ方のアドバイスや器材使用の手助けをすることにより、参加者へ水中環境での楽しさと安全性を提供し、参加者に水中世界への興味を抱いてもらうことがこのプログラムの目的です。

〔参加条件〕

満6歳以上。(満8歳以上が推奨される。)

〔プログラム概略〕

- | | |
|-------------------|-------|
| ①陸上練習 | 20分以上 |
| ②コンファインドウォーター講習*1 | 80分以内 |

*1) プールで行なうことが望ましい。

〔プログラム開催及び認定可能インストラクター〕

スキンドビングインストラクター及びオープンウォーターインストラクター以上の全てのインストラクター。



一般コース基準

スキンド이버

〔トレーニングプログラム〕

- ① フィンの装着法
- ② フィンの使用法
- ③ マスクのくもり止め
- ④ マスク装着法
- ⑤ マウスピースの装着法
- ⑥ マスクを装着して深呼吸による陸上スノーケル呼吸
- ⑦ ウエットスーツ（浮力材）の浮力確保の方法（ウエイトの捨て方）
- ⑧ 水面でのストレスのないとどまり方
- ⑨ マスクを装着して深呼吸による水面スノーケル呼吸
- ⑩ 陸上で耳抜き（バルサルバ法）とマスクブローの可否を確認
- ⑪ マスク無しで深呼吸による水面スノーケル呼吸
- ⑫ マスククリアをしていない状態(マスク内が水没した状態を想定して)での深呼吸による水面スノーケル呼吸
- ⑬ 水面及び水中でのマスククリア
- ⑭ 水面及び水中で耳抜き（バルサルバ法）とマスクブローの可否を確認
- ⑮ 浮上時の注意

〔合格基準〕

このコースの終了後に、合否の判定をする必要はありません。

〔推奨されるステップアップコース〕

ツーリストダイバー



一般コース基準

イントロダクトリーダイバー

〔定義〕

スクーバダイビングを体験したダイバーです。
スクーバ装備の扱いに関して十分な知識がありません。

〔コースの目的〕

スクーバダイビングに興味を持つコース参加者に対して、スクーバダイビングの魅力を紹介し、継続コースに参加することの動機付けを行ないます。
プログラムを実施する環境、参加者の能力を考慮した上で、下記の体験プログラム A または B のいずれかをインストラクターの判断で選択することが出来ます。
参加者がプログラム B のすべてのプログラムを修了したとインストラクターが判断した場合には、ツーリストダイバーコースへのステップアップコース受講時に、オープンウォーター実習の 1 回分としてコースクレジットすることが出来ます。(但し、プログラム終了後、3ヶ月以内の受講に限ります。)
いずれのプログラムを行なう際にも、必要以上のトレーニングを行って参加者に精神的あるいは肉体的ストレスを与えてはいけません。過剰サービスは控え、スクーバの魅力を紹介することにとどめます。

■プログラム A

〔受講条件〕

満6歳以上。(満8歳以上が推奨される。)

〔コース概略〕

①陸上講習	20分以上
②水面講習	20分以上
③水中散歩	60分以内

〔コース開催条件〕

水面講習と水中散歩はコンファインドウォーターに限定する。
最大潜水深度は十分に背の立つ(コース参加者が立ち上がって楽に呼吸ができる)浅い深度とする。

〔コース開催及び認定可能インストラクター〕

コース主催者(アクティブステータスを持つインストラクター)から指名を受けたアシスタント(ガイドインストラクター)及びオープンウォーターインストラクター以上の全てのインストラクター。



一般コース基準

イントロダクトリーダイバー

〔インストラクター：受講生の人数比〕

① 陸上講習及び水面講習

インストラクター1名：受講生4名

インストラクター1名 + アシスタント1名*¹：受講生 6名*²

*1) アシスタントとは、オープンウォーターインストラクター以上のインストラクターより指名を受けたダイブプロフェッショナルとガイドインストラクターである。

*2) アシスタントを2名以上用いた場合は、アシスタントが1名以上増えるたびに受講生を2名増やすことができる。

② 水中散歩

インストラクター1名：受講生 4名

インストラクター1名 + アシスタント1名*¹：受講生 6名*²

*1) アシスタントとは、オープンウォーターインストラクター以上のインストラクターより指名を受けたダイブプロフェッショナルとガイドインストラクターである。

*2) アシスタントを2名以上用いた場合は、アシスタントが1名以上増えるたびに受講生を2名増やすことができる。

〔トレーニングプログラム〕

- ① フィンの装着法（陸上講習）
- ② フィンの使用法（陸上講習、実際にフィンの使用はさせない）
- ③ マスク無しで深呼吸による呼吸（陸上講習）
- ④ マウスピースの装着法（陸上講習）
- ⑤ マスク無しで深呼吸による陸上スクーバ呼吸（陸上講習）
- ⑥ マスク装着法（陸上講習）
- ⑦ マスクを装着して深呼吸による陸上スクーバ呼吸（陸上講習）
- ⑧ マスクを装着して深呼吸による水中スクーバ呼吸（水面講習）
- ⑨ マスク無しで深呼吸による水中スクーバ呼吸（水面講習）
- ⑩ マスククリアをしていない状態(マスク内が水没した状態を想定して)での深呼吸による水面及び水中スクーバ呼吸（水面講習）
- ⑪ 水中で水没したマスクを装着した状態から立ち上がり、氣中に顔を出してマスクの下端を持ち上げて排水の練習。水中でのマスククリアのレッスンは不要。（水面講習）
- ⑫ 水面浮力確保のためのパワーインフレーター給気法。排気法のレッスンは不要。（水面講習）
- ⑬ 全装備での水中散歩（フィンの装着はこの段階で行なうこと。）



一般コース基準

イントロダクトリーダイバー

〔合格基準〕

このコースの終了後に、合否の判定をする必要はありません。

〔推奨されるステップアップコース〕

ツーリストダイバー

■プログラムB

〔受講条件〕

満6歳以上。(満8歳以上が推奨される。)

〔コース概略〕

①陸上講習	20分以上
②水面講習	20分以上
③水中散歩	60分以内

〔コース開催条件〕

水面講習と水中散歩はコンファインドウォーターに限定する。

最大潜水深度を4mとする。但し、地域等の問題で4mを超える場合は、事前にスターズ本部に連絡をして書面による許可を得ること。

〔コース開催及び認定可能インストラクター〕

オープンウォーターインストラクター以上の全てのインストラクター。

〔インストラクター：受講生の人数比〕

① 十分に背の立つ浅い水深での講習

インストラクター1名：受講生4名

インストラクター1名 + アシスタント1名*1：受講生 7名*2

*1) アシスタントとは、オープンウォーターインストラクター以上のインストラクターより指名を受けたダイブプロフェッショナルとガイドインストラクターである。

*2) アシスタントを2名以上用いた場合は、アシスタントが1名以上増えるたびに受講生を3名増やすことができる。



一般コース基準

イントロダクトリーダイバー

② 水中散歩

インストラクター1名 : 受講生 2名

インストラクター1名 + アシスタント1名*1 : 受講生 3名*2

*1) アシスタントとは、オープンウォーターインストラクター以上のインストラクターより指名を受けたダイブプロフェッショナルとガイドインストラクターである。

*2) アシスタントを2名以上用いても人数比を増やすことはできない。

〔トレーニングプログラム〕

- ① フィンの装着法（陸上講習）
- ② フィンの使用法（陸上講習、実際にフィンの使用はさせない）
- ③ マスク無しでの深呼吸による陸上呼吸（陸上講習）
- ④ マウスピースの装着法（陸上講習）
- ⑤ マスク無しで深呼吸による陸上スクーバ呼吸（陸上講習）
- ⑥ マスク装着法（陸上講習）
- ⑦ マスクを装着して深呼吸による陸上スクーバ呼吸（陸上講習）
- ⑧ マスクを装着して深呼吸による水中スクーバ呼吸（水面講習）
- ⑨ マスク無しで深呼吸による水中スクーバ呼吸（水面講習）
- ⑩ マスククリアをしていない状態(マスク内が水没した状態を想定して)での深呼吸による水中スクーバ呼吸（水面講習）
- ⑪ 水中でのマスククリア（水面講習）
- ⑫ 水中でのレギュレータークリア（水面講習）
- ⑬ マスクとマウスピースを装着して気中及び水中で耳抜き（バルサルバ法）とマスクブローの可否を確認（水面講習）
- ⑭ 浮上時の注意（水面講習）
- ⑮ 水面浮力確保のためのパワーインフレーター給気法。水中での給気法及び排気法は不要。（水面講習）
- ⑯ 全装備での水中散歩（フィンの装着はこの段階で行なうこと。）



一般コース基準

イントロダクトリーダイバー

〔合格基準〕

このプログラム終了後に、合否の判定をする必要はありません。

ただし、プログラム B のすべてプログラムを修了した参加者は、インストラクターの判断で、ツーリストダイバーのオープンウォーター実習の 1 回分としてコースクレジットすることが出来ます。参加者にコースクレジットを適用する場合には、体験ダイビング実施インストラクターは、『体験ダイビング終了証』のコースクレジット欄に氏名・STARS-ID の記入をもって、プログラム B のすべてプログラムを修了したことを証明します。

〔推奨されるステップアップコース〕

ツーリストダイバー



一般コース基準

エントリーダイバー

〔定義〕

ツーリストダイバーコースの内容の一部（学科講習とコンファインドウォーター講習の全て）を終了したダイバーです。

講習終了後は、ツーリストダイバーコースのオープンウォーター講習に継続参加できます。

〔コースの目的〕

時間的制約等によりオープンウォーターダイバーコースを受講または終了できない参加者に対して、ツーリストダイバーコースへ継続参加するように動機付けを行なうためのコースです。

〔受講条件〕

満6歳以上。（満8歳以上が推奨される。）

〔コース概略〕

- ① 学科講習（インターネットEラーニング）
 - ② コンファインドウォーター実技講習*1
- *1) プールで行なうことが望ましい。

〔コース開催及び認定可能インストラクター〕

オープンウォーターインストラクター以上の全てのインストラクター。

〔トレーニングプログラム〕

オープンウォーターインストラクターマニュアルに記載されている全ての内容を行なうこと。

〔合格基準〕

学科の合格基準

オープンウォーターダイバーマニュアルに記載されている練習問題（インターネットEラーニングファイナルチェック）の80%以上を正解できること。



一般コース基準

エントリーダイバー

コンファインドウォーター実技の合格基準

1. バディと協力してスクーバ潜水器材を準備し、装備し、動作確認（バディチェック）、水洗いが正しくできること。
2. 水面及び水中での、耳抜き・マスクブロー・マスク脱着・マスククリア・スノーケルクリア・レギュレータークリア・レギュレーターリカバリー・ハンドシグナル・ゲージ類の確認が安全に行なえること。
3. バディと協力してエントリー・水面移動・潜降・水中移動・バディコンタクト可能なバディ間距離（両者が手を伸ばせば接触できる距離）の維持・浮上及びエキジットの一連の動作が安全に行なえること。
4. 水中での中性浮力調整と、水面での浮力確保が安全に行なえること。
5. 水中及び水面でストレスなく呼吸を行なえること。
6. 水面で泳ぎながらレギュレーターとシュノーケルの交換ができること。
7. ボートダイビングや緊急事態を想定した水面でのウエイト脱がができること。
8. 非常事態を想定した供給者及び需給者としてのオクトパスブリージングが、ハンドシグナルを用いて行なえること。
9. 水中での、ウエイト脱着・スクーバ器材脱着が安全に行なえること。
10. 50M以上のフル装備でのシュノーケルによる水面遊泳ができること。
11. 非常事態を想定した緊急スイミングアセントのデモンストレーションを、水平方向（オープンウォーター実技で予定している最大水深と同程度の距離）に行うことができる。（垂直方向は行わない。）

〔推奨されるステップアップコース〕

ツーリストダイバー



一般コース基準

ツーリストダイバー

〔定義〕

ツーリストダイバーは、以下の条件を全て満たす範囲でダイビング可能です。

- ーオープンウォーターインストラクター以上のインストラクターが同行し、オープンウォーター実習で経験した最大水深（最大深度 12m）で行なわれるファンダイビング。
- ー水面に緊急時のサポート体制が整っている環境下で行なわれるファンダイビング。
- ーオープンウォーター実習で経験した環境（透明度・透視度・流れ・水温）と同等以上に安全な水域でのファンダイビング。

〔コースの目的〕

時間的制約等によりオープンウォーターダイバーコースを受講または終了できない参加者に対して、オープンウォーターダイバーコースへ継続参加するように動機付けを行なうためのコースです。

〔受講条件〕

エントリーダイバーのコース合格者

〔コース概略〕

オープンウォーター実習 2回

〔コース開催及び認定可能インストラクター〕

オープンウォーターインストラクター以上の全てのインストラクター。

〔トレーニングプログラム〕

オープンウォーターインストラクターマニュアルに記載されている全ての内容を行なうこと。

〔合格基準〕

オープンウォーター実習の合格基準

1. ダイビングチームの一員として、正しい行動がとれること。
2. オープンウォーターでの潜水を2回以上経験すること。
3. 上記2. の潜水経験の中で、エントリーダイバーコースのコンファインドウォーター実技合格基準の「1～6」と同様の事柄を実演できること。

〔推奨されるステップアップコース〕

オープンウォーターダイバーコース



一般コース基準

オープンウォーターダイバー

〔定義〕

- オープンウォーターダイバーは、以下の条件を全て満たす範囲でダイビングが可能です。但し、インストラクターが同伴して潜水する場合には、下記の条件を超えたダイビングが可能です。
- ーオープンウォーター実習で経験した最大水深（最大深度 20m）で行なわれるファンダイビング。
 - ー水面に緊急時のサポート体制が整っている環境下で行なわれるファンダイビング。
 - ーオープンウォーター実習で経験した環境（透明度・透視度・流れ・水温）と同等以上に安全な水域でのファンダイビング。
 - ーコース終了時に 14 歳以上の者は CMAS1 スターダイバーを任意で申請することができる。
 - ーコース終了時に 14 歳未満の者は CMAS ジュニア 1 スターダイバーを任意で申請することができる。

〔コースの目的〕

インストラクターの引率を必要とせずに、講習を受けた環境と同程度の安全な水域に潜水するために、必要最小限度と思われる知識と技術を習得させます。

また、いろいろな潜水活動を紹介し、継続コースへ参加するように動機付けを行ないます。

〔受講条件〕

ツーリストダイバーのコース合格者

〔コース概略〕

オープンウォーター実習 2回

〔コース開催及び認定可能インストラクター〕

オープンウォーターインストラクター以上の全てのインストラクター。

〔トレーニングプログラム〕

オープンウォーターインストラクターマニュアルに記載されている全ての内容を行なうこと。



一般コース基準

オープンウォーターダイバー

〔合格基準〕

オープンウォーター実技の合格基準

1. ナチュラルナビゲーションを利用した直進移動
2. 水面で緊急事態にあるバディに対する浮力確保の指示（ウエイトの取り外しと BC の利用）
3. オープンウォーターでの潜水を2回以上経験すること。
4. 上記3. の潜水経験の中で、エントリーダイバーコースのコンファインドウォーター実技合格基準の「7～10」と同様の事柄を実演できること。

〔推奨されるステップアップコース〕

オープンウォーターダイバープラス



一般コース基準

オープンウォーターダイバープラス

〔定義〕

オープンウォーターで継続した潜水経験を積んだオープンウォーターダイバーです。
ーコース終了時に14歳以上の者はCMASアドバンスド1スターダイバーを任意で申請することができる。

〔コースの目的〕

アドバンスドダイバーコースの一部を提供し、アドバンスドダイバーコースへの参加を促すためのコースです。

〔受講条件〕

STARS オープンウォーターダイバーの認定を受けているか、もしくは他の潜水教育機関等よりオープンウォーターダイバーと同等の教育を受けていること。

〔コース概略〕

イントロダクトリースペシャルティダイバーコース（1回のオープンウォーター実習で修了する技術的難易度が低い体験型スペシャルティダイバーコース）を2種類実施し、合計2回のオープンウォーター実習（ファンダイビングを兼ねた実習も可）を行います。
指導員の判断により、任意のスペシャルティダイバーコースを行い、合計2回のオープンウォーター実習を行うことも可能です。

〔コース開催及び認定可能インストラクター〕

オープンウォーターインストラクター以上の全てのインストラクター。

〔トレーニングプログラム〕

スペシャルティダイバーコース基準参照。
参加者の希望するスペシャルティダイバーコースが、地理的条件によって開催不可能な場合には、他のスペシャルティダイバーコースを選択いただけるように、事前に参加者にご案内ください。



一般コース基準

オープンウォーターダイバープラス

〔合格基準〕

合否判定は行いません。

〔推奨されるステップアップコース〕

アドバンスダイバー



一般コース基準

アドバンスダイバー

〔定義〕

オープンウォーターで継続したトレーニングを積んだオープンウォーターダイバーです。
一コース終了時に14歳以上の者はCMAS2スターダイバーを任意で申請することができる。

〔コースの目的〕

いろいろなダイビングテクニックを紹介し、参加者に継続的なダイビング活動を促します。

〔受講条件〕

STARS オープンウォーターダイバープラスの認定を受けているか、もしくは他の潜水教育機関等においてオープンウォーターダイバープラスと同等の教育を受けていること。

〔コース概略〕

イントロダクトリースペシャルティダイバーコース（1回のオープンウォーター実習で修了する技術的難易度が低い体験型スペシャルティダイバーコース）を3種類実施し、合計3回のオープンウォーター実習（ファンダイビングを兼ねた実習も可）を行います。

指導員の判断により、任意のスペシャルティダイバーコースを行い、合計3回のオープンウォーター実習を行うことも可能です。

〔コース開催及び認定可能インストラクター〕

オープンウォーターインストラクター以上の全てのインストラクター。

〔トレーニングプログラム〕

スペシャルティダイバーコース基準参照。

参加者の希望するスペシャルティダイバーコースが、地理的条件によって開催不可能な場合には、他のスペシャルティダイバーコースを選択いただけるように、事前に参加者にご案内ください。

〔合格基準〕

合否判定は行いません。

〔推奨されるステップアップコース〕

マスタースクーバダイバーコース



一般コース基準

アドバンスダイバープラス

〔定義〕

オープンウォーターで継続したトレーニングを積んだオープンウォーターダイバーです。
ーコース終了時に14歳以上の者はCMASアドバンスド2スターダイバーを任意で申請することができる。

〔コースの目的〕

マスタースクーバダイバーコースの一部を提供し、マスタースクーバダイバーコースへの参加を促すためのコースです。

〔受講条件〕

STARSアドバンスドダイバーの認定を受けているか、もしくは他の潜水教育機関等においてアドバンスドダイバーと同等の教育を受けていること。

〔コース概略〕

任意のスペシャリティダイバーコースを2種類実施します。

〔コース開催及び認定可能インストラクター〕

オープンウォーターインストラクター以上の全てのインストラクター。

〔トレーニングプログラム〕

スペシャリティダイバーコース基準参照。

指導員の地理的条件によって、参加者の希望するスペシャリティダイバーコースが開催不可能な場合には、他のスペシャリティダイバーコースを選択いただけるように、事前に参加者にご案内ください。

〔合格基準〕

任意のスペシャリティダイバーコースを2種類修了していること。

〔推奨されるステップアップコース〕

マスタースクーバダイバーコース



一般コース基準

マスタースクーバダイバー

〔定義〕

オープンウォーターインストラクター以上の有資格者が実施するファンダイビング引率活動に関して、アシスタントとして活動するための必要最少限度の経験があります。

ーコース終了時に14歳以上の者はCMAS3 スターダイバーを任意で申請することができる。

〔コースの目的〕

いろいろなダイビングテクニックを紹介し、参加者にさらに上級コースへの参加を促します。

〔受講条件〕

STARSアドバンスダイバープラスの認定を受けているか、もしくは他の潜水教育機関等においてアドバンスダイバーと同等の教育を受けていること。

〔コース概略〕

任意のスペシャリティダイバーコースを3種類実施します。

〔コース開催及び認定可能インストラクター〕

オープンウォーターインストラクター以上の全てのインストラクター。

〔トレーニングプログラム〕

スペシャリティダイバーコース基準参照。

指導員の地理的条件等によって、参加者の希望するスペシャリティダイバーコースが開催不可能な場合には、他のスペシャリティダイバーコースを選択いただけるように、事前に参加者にご案内ください。

〔合格基準〕

スクーバでの通算潜水回数が30本以上あること。

任意のスペシャリティダイバーコースを3種類修了していること。

〔推奨されるステップアップコース〕

未参加のスペシャリティコース



一般コース基準

スペシャリティダイバー

〔コースの目的〕

いろいろな種類のダイビング技術をマスターする為のコースです。

〔受講条件〕

STARS オープンウォーターダイバーの認定を受けているか、もしくは他の潜水教育機関等よりオープンウォーターダイバーと同等の教育を受けていること。

但し、ファーストエイドとドルフィンスイムに関しては、満6歳以上であればダイバーの認定の有無を問わない。

〔コース概略〕

- ① 学科講習（インターネット E ラーニング。但し、全てのイントロダクトリースペシャリティは不要。）
- ② 実技講習（以下の記載を参照のこと。）

〔コース開催及び認定可能インストラクター〕

オープンウォーターインストラクター以上の全てのインストラクター。

〔トレーニングプログラム〕

以下の記載を参照のこと。

〔合格基準〕

学科の合格基準

スペシャリティダイバーマニュアルに記載されている練習問題（インターネット E ラーニングファイナルチェック）の80%以上を正解できること。（イントロダクトリースペシャリティは不要。）

実技の合格基準

以下の記載を参照のこと。

イントロダクトリー ボイアンシー	合格基準	合否判定は行いません。
	DIVE 1	海底(砂地)でフィンピポットの練習を何度も繰り返して、中性浮力と肺の浮力調整の感覚の体験をする。
イントロダクトリー サーチ&リカバリー	合格基準	合否判定は行いません。
	DIVE 1	コンパスを使用してU字サーチをする。 コース上に事前に設置したカラーウエイト等を見つけだす体験をする。
イントロダクトリー アンダーウォーターフォトグラフィー	合格基準	合否判定は行いません。
	DIVE 1	水中で受講生にカメラを渡し、バディやインストラクターなどの人物を撮影したり、魚の群れや生物も撮影する体験をする。受講生が撮影した写真を観賞する。
イントロダクトリー ナイトダイビング	合格基準	合否判定は行いません。
	DIVE 1	できるだけケミカルライト付きのガイドロープを設置し、ガイドロープに沿ってナイトダイビングや視界不良潜水の体験をする。
イントロダクトリー マリンライフ	合格基準	合否判定は行いません。
	DIVE 1	有毒や有害な生物がいない砂地(根の中に住む生物にはヒレに毒を持つ生物がいるので注意する)で、ソーセージなどを細かくちぎって魚の餌づけを体験する。
イントロダクトリー ディープダイビング	合格基準	合否判定は行いません。
	DIVE 1	オープンウォーターコースで経験した最大深度より2-3深いダイビングポイントを体験する。
イントロダクトリー ボートダイビング	合格基準	合否判定は行いません。
	DIVE 1	潮流や海流の影響が少ないエリアで、ボートダイビングを体験する。
イントロダクトリー ドライスーツ	合格基準	合否判定は行いません。
	DIVE 1	水面での中性浮力を調節した後、フィートファーストの潜降を必要としない浅い水深(背の立つ水深)から潜水を開始する。 ドライスーツの利便性を体験させる。
イントロダクトリー マルチレベルダイビング	合格基準	合否判定は行いません。
	DIVE 1	実際のダイビングでダイブコンピューターの無減圧潜水可能時間表示の変化を確認させて、ダイブコンピューターの利便性を体験させる。

ボイヤンシー	合格基準	水深に応じて中性浮力を確実にとることができる。
	DIVE 1	異なる3つの水深（水深5m、水深10m及び水深15m）の海底（砂地）でフィンピポットとホバーリングの練習を行う。
	DIVE 2	異なる3つの水深（水深5m、水深10m及び水深15m）の海底でリーフプロテクトの練習を行う。
マリンライフ	合格基準	ダイビング後に大まかな生息分布図を作製できること。
	DIVE 1	水中ノートで10m以浅の生息記録をとる。→生息分布図の作製
	DIVE 2	水中ノートで10m以深の生息記録をとる。→生息分布図の作製
ナビゲーション	合格基準	コンパスとナチュラルナビゲーションを利用して基本的なナビゲーション（直線移動と根際移動）が行える。
	DIVE 1	潜降→ダイビング（コンパスによる直線移動の練習）→海底に岩などの目印を決めて浮上→浮上地点の水面でのナチュラルまたはコンパスナビゲーション
	DIVE 2	潜降→ダイビング（コンパスによる直線移動の練習）→海底に岩などの目印を決めて浮上→浮上地点の水面でのナチュラルまたはコンパスナビゲーション
アドバンスドナビゲーション	合格基準	ダイビング後に大まかな海底地形図を作成できる。
	DIVE 1	陸上と浅海での正方形、長方形、正三角形のコンパスナビゲーション
	DIVE 2	コンパス方位や地形を記録しながらダイビング→海底地形図の作成
ボートダイビング	合格基準	ボートの危険個所に注意し、安全にボートダイビングの手順を行えること。
	DIVE 1	限定水域の水面でBC とウエイトの脱着練習→ボート設備と危険個所の説明→ボートダイビング
	DIVE 2	ボートダイビング（可能ならドリフトダイビング）

マルチレベルダイビング	合格基準	ダイブコンピューターの表示を水中で正しく理解できる。
	DIVE 1	水深や潜水時間の表示だけでなく、浅い深度に移動する（例：水深19m→水深15m→水深10m→水深5m）に従って無減圧潜水時間が長くなるモニター表示を確認しながらダイビングをする。
	DIVE 2	水面休息時のスクロール機能など、使用するダイブコンピューターの様々な表示を確認しながらダイビングをする。→飛行搭乗可能時間（高所移動可能時間）の確認
サーチ&リカバリー	合格基準	陸上と水中で「もやい結び」、「ハーフヒッチ」、「巻き結び」、及び「ダブルチェーン」ができること。
	DIVE 1	陸上と水中で「もやい結び」、「ハーフヒッチ」、「巻き結び」、及び「ダブルチェーン」ができること。
	DIVE 2	水深10m以浅の浅い深度で、コンパスサーチと円形サーチの練習を行う。
	DIVE 3	水深10m以浅の浅い深度でU字サーチを行い、事前に設置している回収物（ウエイトベルト等）を発見する。リフトバックに回収物を取り付け、中性浮力を確保したまま海底付近を水平移動する。その後、回収物と共に水面へ浮上する。（目標物の下にはいない。）
ディープダイビング	合格基準	無減圧限界時間と空気消費量に注意して潜水計画を立て、水深30m以浅でのダイビングを安全に行えること。
	DIVE 1	水面での空気消費量率の測定→潜水可能時間の計算→水深25m以浅へのダイビング→適正残圧（50気圧）評価→背の立つ浅い水深にて、30m水平方向（垂直方向は禁止）の緊急スイミングアセント訓練
	DIVE 2	前回潜水後の適正残圧（50気圧）評価→潜水可能時間の計算と修正→水深30m以浅へのダイビング
ファーストエイド	合格基準	救命処置を正しく行うことができる。
	クラスルーム実技	止血法、救命処置の手順

ベーシックレスキュー	合格基準	セルフレスキューと意識のあるダイバーのレスキューがシュミュレーションで行えること。
	DIVE 1	20m水平方向（垂直方向は禁止）の緊急スイミングアセント訓練→マスクの故障（ストラップなしでの呼吸）→潜降→足のケイレンへの対応→嘔吐への対応→水中拘束への対応（BC脱着）→フィンの故障時の浮上（片足キック）→水面でのBCの故障（シュノーケルによる水面遊泳）→水面での浮力確保（ウエイトシステムのリリース）
	DIVE 2	潜降→オクトパスブリージング（供給者役と需給者役）→マスクの故障（マスク脱着とストラップなしでの呼吸）→水中レスキュー（ハンドシグナル）→水面でのBCレスキュー→水面でのスイミングレスキュー
レスキュー	合格基準	意識のないダイバーのレスキューがシュミュレーションで行えること。
	DIVE 1	水面でのレスキュー→陸への引き上げ。可能ならば、ボートやプールサイドなどの段差のある場所への引き上げ
	DIVE 2	水中でのレスキュー→陸への引き上げ。可能ならば、ボートやプールサイドなどの段差のある場所への引き上げ
アンダーウォーターフォトグラフィー	合格基準	異なる3つの水深（水深5m、水深10m及び水深15m）の海底（砂地）で、手ぶれをせずにホバーリングして撮影が行えること。
	DIVE 1	カメラのセッティング→入水→撮影（自然光とストロボ光）→手入れ
	DIVE 2	カメラのセッティング→入水→撮影（ホバーリングして手ぶれに注意）→手入れ

ナイトロックス	合格基準	酸素限界深度、酸素比率暴露表及び減圧表を正しく理解し、ナイトロックスで潜水を安全に行うことができる。
	クラスルーム実技	呼吸ガス酸素濃度の測定とラベリングの手順。 以下のDIVE1とDIVE2は推奨項目とし、インストラクターの判断で任意に行う。
	DIVE 1 DIVE 2	EAN36またはEAN32でのダイビング。→水面休息（アメリカの専門機関で90分以上を推奨）→EAN36またはEAN32でのダイビング。 *酸素耐性検査を受けていない受講生に対する実技講習時の推奨最大潜水深度を、EAN36では13m以下、EAN32では16m以下とする。（酸素分圧が空気潜水を用いたスポーツダイビングの限界深度30m相当圧力以下を推奨。） 但し、いかなる場合でも、19m（酸素分圧1.0）以上の最大潜水深度を禁止する。
ドライスーツ	合格基準	水深に応じてドライスーツの吸排気による中性浮力維持ができる。
	DIVE 1	水面での中性浮力の確認。→異なる3つの水深（水深5m、水深10m及び水深15m）の海底（砂地）でフィンピポットとホバーリングの練習を行う。→浮上時の排気
	DIVE 2	フィートファーストの潜降練習。→異なる3つの水深（水深5m、水深10m及び水深15m）の海底でリーフプロテクトの練習を行う。→緊急時の対応をシュミュレーションで練習する。
ナイトダイビング	合格基準	視界不良や夜間のダイビングが落ち着いて行えること。
	DIVE 1	ダイビングポイントの下見（日没前のコースロープとケミカルライト設置）
	DIVE 2	ナイト（視界不良）ダイビング
ドルフィンスイム	合格基準	オープンウォーターで水面での横回転と水中での横回転・縦回転ができる。
	DIVE 1	コンファインドウォーターで水面での横回転と水中での横回転・縦回転の練習。
	DIVE 2	オープンウォーターで水面での横回転と水中での横回転・縦回転の練習。
オリジナルスペシャリティ		インストラクターが自由に設定可能なコースで、事前に弊社がコース開催の許諾をしたもの。

職業訓練 コース基準



職業訓練用コース基準

ダイブプロフェッショナル / ISO24801 レベル3ダイバー

〔定義〕

ファンダイビング引率活動とダイバー講習活動のアシスタントを行なうための、必要最少限度の知識と技術があるダイバーです。

ーコース終了時に CMAS4 スターダイバーを任意で申請することができる。

〔コースの目的〕

ダイバー講習活動に関する危険予測能力を向上させます。

〔受講条件〕

- ① STARS マスタースクーバダイバーの認定を受けているか、もしくは他の潜水教育機関等においてマスタースクーバダイバーと同等の教育を受けていること。
- ② STARS レスキュースペシャリティ、ボートスペシャリティ、アドバンスドナビゲーションスペシャリティ、ディープダイビングスペシャリティ、及びナイトダイビングスペシャリティを含み8種類のSTARS スペシャリティダイバー認定を受けているか、もしくは他の潜水教育機関等においてこれと同等の教育を受けていること。
- ③ STARS ファーストエイドスペシャリティの認定を受けているか、もしくは他の潜水教育機関等においてこれと同等の教育*1を受けていること。
*1) 日本赤十字社（救急法 一般講習）、消防庁（普通救命講習）、国際救命救急協会（CPR ベーシック+ECコース）、エルエスオー（LSFA ベーシック）、EMP社（メディックファーストエイドCIC）およびSTARS本部が同等と認めるもの。
- ④ 満18歳以上であること。
- ⑤ スクーバでの通算潜水回数が40本以上あること。

〔コース概略〕

このコースは、数多くのファンダイビングを経験させることにより継続的に開催される。

コース内容はダイブプロフェッショナルマニュアルを参照のこと。

〔コース開催条件〕

最大潜水深度は30m以浅とする。

〔コース開催及び認定可能インストラクター〕

STARS本部およびアドバンスドインストラクター以上の全てのインストラクター。



職業訓練用コース基準

ダイブプロフェッショナル / ISO24801 レベル3ダイバー

〔トレーニングプログラム〕

ダイブプロフェッショナルマニュアルに記載されている全ての内容を行なうこと。

〔合格基準〕

- ① スクーバでの通算潜水回数が50本以上あること。
- ② 「ダイブプロフェッショナルマニュアル」記載の評価基準に合格していること。

〔認定後の活動〕

全てのダイバーコースについて、コース開催者（アクティブステイタスを持つオープンウォーターインストラクター以上の者）から指名を受けた場合には、当該コース開催者から指示された十分に背の立つ浅い深度での実技講習のアシスタントを、コース開催者の直接管理下で行なうことができる。また、ファンダイビング開催者の直接管理下で、ファンダイビング引率活動のアシスタントを行なうことができる。



職業訓練用コース基準

スキndaイビングインストラクター

〔定義〕

スノーケラーコース及びスキndaイバーコースの講習活動を単独で行なうための必要最低限の知識と技術があるダイバーです。

〔コースの目的〕

スノーケラー及びスキndaイバー講習活動に関するティーチングテクニック、また、それらのファンダイビング引率活動とダイバー講習活動に関する、危機管理能力と危険予測能力を向上させます。

〔受講条件〕

満18歳以上であること。

〔コース概略〕

このコースは、スノーケラー及びスキndaイバーのファンダイビング引率活動のアシスタントと実技講習のアシスタントを経験させることにより継続的に開催される。

集中的に行われる1回のコースの結果のみで受講生を認定する場合には、受講生の経験と経歴を十分配慮して認定しなければならない。

〔コース開催及び認定可能インストラクター〕

STARS本部及び、オープンウォーターインストラクター以上の全てのインストラクター

〔トレーニングプログラム〕

スノーケラー及びスキndaイバーマニュアルに記載されている全ての内容の実演。

〔合格基準〕

「スキndaイビングインストラクタートレーニングシート」記載の評価基準に合格していること。

〔認定後の活動〕

スノーケラーコース及びスキndaイバーコースの講習活動を単独で行なうことができる。



職業訓練用コース基準

ガイドインストラクター / ISO24801 レベル3ダイバー

〔定義〕

ファンダイビング引率活動とダイバー講習活動のアシスタントの経験があり、それらの活動を単独で行うことのできるダイバーです。

ーコース終了時に CMAS4 スターダイバーを任意で申請することができる。

〔コースの目的〕

STARSダイブプロフェッショナルとして、継続的な活動を行なっているダイブプロフェッショナルを評価するために設けられた称号である。従って、コースの開催は行われない。

〔承認条件〕

- ① STARSダイブプロフェッショナルの認定を受けていること。
- ② ダイブプロフェッショナルコースを修了後、インストラクターの管理下で、最低30回のファンダイビング引率経験の記録があること。
- ③ STARS本部に必要な登録手続きを行なうこと。

〔認定後の活動〕

- ① ファンダイビング引率活動を単独で行なうことができる。
- ② スノーケラーコース及びスキンド이버コース開催者（アクティブステータスを持つオープンウォーターインストラクター以上の者）から指名を受けた場合には、当該コース開催者から指示されたスノーケラーコース及びスキンド이버コース（実技講習は当該コース開催者のアシスタントを5コース以上経験した内容に限る）を、コース開催者の直接管理を要せず、単独で行なうことができる。
- ③ イントロダクトリーダイバーコース開催者（アクティブステータスを持つオープンウォーターインストラクター以上の者）から指名を受けた場合には、当該コース開催者から指示されたイントロダクトリーダイバーコースプログラム A コース（実技講習は当該コース開催者のアシスタントを5コース以上経験した内容に限る）を、コース開催者の直接管理を要せず、単独で行なうことができる。
- ④ エントリーダイバーコース開催者（アクティブステータスを持つオープンウォーターインストラクター以上の者）から指名を受けた場合には、当該コース開催者から指示されたエントリーダイバー学科講習と十分に背の立つ浅い深度でのエントリーダイバー実技講習（実技講習は当該コース開催者のアシスタントを5コース以上経験した内容に限る）を、コース開催者の直接管理を要せず、単独で行なうことができる。



職業訓練用コース基準

ガイドインストラクター / ISO24801 レベル3ダイバー

- ⑤ ツーリストダイバーコース開催者（アクティブステイタスを持つオープンウォーターインストラクター以上の者）から指名を受けた場合には、当該コース開催者から指示されたオープンウォーターダイバー学科講習と十分に背の立つ浅い深度でのオープンウォーターダイバー実技講習（実技講習は当該コース開催者のアシスタントを5コース以上経験した内容に限る）を、コース開催者の直接管理を要せず、単独で行なうことができる。
- ⑥ オープンウォーターダイバーコース開催者（アクティブステイタスを持つオープンウォーターインストラクター以上の者）から指名を受けた場合には、当該コース開催者から指示されたオープンウォーターダイバー学科講習と十分に背の立つ浅い深度でのオープンウォーターダイバー実技講習（実技講習は当該コース開催者のアシスタントを5コース以上経験した内容に限る）を、コース開催者の直接管理を要せず、単独で行なうことができる。



職業訓練用コース基準

オープンウォーターインストラクター/ISO24802 レベル1インストラクター

〔定義〕

STARSスノーケラー・スキンド이버・イントロダクトリーダイバー・エントリーダイバー・ツアーリストダイバー・オープンウォーターダイバー・オープンウォーターダイバープラス・アドバンスドダイバー・スペシャリティダイバー・マスタースクーバダイバー・スキンドイビングインストラクターの講習活動と認定活動、および全ランクのダイバー講習活動のアシスタントを単独で行なための必要最少限度の知識と技術があるインストラクターです。

ーコース終了時にCMAS1スターインストラクターを任意で申請することができる。

〔コースの目的〕

STARSスノーケラー・スキンド이버・エントリーダイバー・オープンウォーターダイバー講習活動に関するティーチングテクニックと、それらの講習中の完璧な危機管理能力と危険予測能力をマスターさせます。

〔受講条件〕

- ① STARSダイブプロフェッショナルコースを修了後、もしくは他の潜水教育機関等においてダイブプロフェッショナルコースと同等のコースに合格した後、インストラクターの管理下で、最低30回のファンダイビング引率経験の記録があること。
- ② STARSレスキュースペシャリティの認定を受けているか、もしくは他の潜水教育機関等においてこれと同等の教育*1を受けていること。
- ③ STARSファーストエイドスペシャリティの認定を受けているか、もしくは他の潜水教育機関等においてこれと同等の教育*2を受けていること。
 - *1) 日本赤十字社（水上安全法 一般講習）およびSTARS本部が同等と認めるもの。
 - *2) 日本赤十字社（救急法 一般講習）、消防庁（普通救命講習）、国際救命救急協会（CPR ベーシック+ECコース）、エルエスオー（LSFAベーシック）、EMP社（メディックファーストエイドCIC）およびSTARS本部が同等と認めるもの。
- ④ 満18歳以上であること。



職業訓練用コース基準

オープンウォーターインストラクター/ISO24802 レベル1 インストラクター

〔コース概略〕

このコースは、数多くのオープンウォーターダイバー講習活動のアシスタントを経験させることにより継続的に開催される。

集中的に行われる1回のコースの結果のみで受講生を認定する場合には、受講生の経験と経歴を十分配慮して認定しなければならない。

コース内容はオープンウォーターインストラクターマニュアルを参照のこと。

〔コース開催及び認定可能インストラクター〕

STARS本部およびインストラクタートレーナー以上の全てのインストラクター。

〔トレーニングプログラム〕

「オープンウォーターインストラクターマニュアル」に記載されている全ての内容を行なうこと。

〔合格基準〕

- ① スクーバでの通算潜水回数が100本以上あること。
- ② インターネットEラーニングファイナルチェックで100%を正解できること。
- ③ 実技試験に合格できること。

〔認定後の活動〕

- ① ファンダイビング引率活動を単独で行なうことができる。
- ② エントリーダイバー・ツーリストダイバー・オープンウォーターダイバーの講習活動を、下記の人数比で単独で行なうことができる。
ダイバー認定実績5名未満 生徒：指導員＝1：1
ダイバー認定実績5名以上10名未満 生徒：指導員＝2：1
ダイバー認定実績10名以上 生徒：指導員＝4：1
- ③ ダイバーコース開催者（アクティブステイタスを持つファンダイビングドバンスドインストラクター以上の者）から指名を受けた場合には、当該コース開催者から指示されたダイバーコースの学科講習と実技講習を、コース開催者の直接管理を要せず、単独で行なうことができる。



職業訓練用コース基準

アドバンスドインストラクター／ISO24802 レベル1インストラクター

〔定義〕

STARSスノーケラー・スキンド이버・イントロダクトリーダイバー・エントリーダイバー・ツアーリストダイバー・オープンウォーターダイバー・オープンウォーターダイバープラス・アドバンスドダイバー・アドバンスドダイバープラス・マスタースクーバダイバー・ダイブプロフェッショナル・スキンドビングインストラクターの講習活動と認定活動、およびオープンウォーターインストラクター講習活動のアシスタントを単独で行なための必要最少限度の知識と技術があるインストラクターです。

ーコース終了時にCMAS2スターインストラクターを任意で申請することができる。

〔コースの目的〕

STARSダイブプロフェッショナル講習活動に必要な知識があることを、インターネットを利用した学科試験で確認する。従って、コースの開催は行われない。

〔合格基準〕

- ① STARSオープンウォーターインストラクターの認定を受けているか、もしくは他の潜水教育機関等においてSTARSオープンウォーターインストラクターと同等の認定を受けていること。
- ② ダイバーコースの開催実績が下記の規定を満たしていることを、証明書により証明できること。
オープンウォーターダイバーもしくは他の潜水教育機関等においてこれと同等ダイバー：
10名以上
- ③ 満20歳以上であること。
- ④ オープンウォーターインストラクターに登録後、20回以上のファンダイビング引率経験を証明できること。
- ⑤ 学科試験で100%の正解ができる。

〔コース開催及び認定可能インストラクター〕

STARS本部



職業訓練用コース基準

アドバンスドインストラクター/ISO24802 レベル1 インストラクター

〔認定後の活動〕

- ① ファンダイビング引率活動を単独で行なうことができる。
- ② STARSスノーケラー・スキンド이버・イントロダクトリーダイバー・エントリーダイバー・ツーリストダイバー・オープンウォーターダイバー・オープンウォーターダイバープラス・アドバンスドダイバー・アドバンスドダイバープラス・マスタースクーバダイバー・スペシャリティダイバー・ダイブプロフェッショナル・スキンドビングインストラクターの講習活動と認定活動を単独で行なうことができる。
- ③ オープンウォーターインストラクターコース開催者（アクティブステイタスを持つインストラクタートレーナー以上の者）から指名を受けた場合には、当該コース開催者から指示されたオープンウォーターインストラクターコースの学科講習と実技講習を、コース開催者の直接管理を要せず、単独で行なうことができる。



職業訓練用コース基準

インストラクタートレーナー/ISO24802 レベル2インストラクター

〔定義〕

STARSスノーケラー・スキンド이버・イントロダクトリーダイバー・エントリーダイバー・ツアーリストダイバー・オープンウォーターダイバー・オープンウォーターダイバープラス・アドバンスドダイバー・アドバンスドダイバープラス・マスタースクーバダイバー・ダイブプロフェッショナル・ガイドインストラクター・スキンドビングインストラクター・オープンウォーターインストラクターの講習活動と認定活動、およびアドバンスドインストラクター講習活動のアシスタントを単独で行なための必要最小限度の知識と技術があるインストラクターです。

〔コースの目的〕

STARSオープンウォーターインストラクター講習活動に関する完璧な危機管理能力と危険予測能力をマスターさせます。

〔受講条件〕

- ① STARSアドバンスドインストラクターの認定を受けているか、もしくは他の潜水教育機関等においてSTARSアドバンスドインストラクターと同等の認定を受けていること。
- ② ダイバーコースの開催実績が下記の2種類の規定のうち、いずれかを満たしていることを、証明書により証明できること。
 - I. オープンウォーターダイバーもしくは他の潜水教育機関等においてこれと同等ダイバー：70名以上
もしくは
 - II. オープンウォーターダイバーもしくは他の潜水教育機関等においてこれと同等ダイバー：30名以上、かつアドバンスドダイバーもしくは他の潜水教育機関等においてこれと同等ダイバー：10名以上、かつマスタースクーバダイバーもしくは他の潜水教育機関等においてこれと同等ダイバー：5名以上、かつダイブプロフェッショナルもしくは他の潜水教育機関等においてこれと同等ダイバー：1名以上
- ③ 満20歳以上であること。



職業訓練用コース基準

インストラクタートレーナー/ISO24802 レベル2インストラクター

〔コース概略〕

オープンウォーターインストラクターコースの開催方法についての学科講習。

〔コース開催及び認定可能インストラクター〕

STARS本部及びコースディレクター以上の全てのインストラクター。

〔トレーニングプログラム〕

「インストラクタートレーナーマニュアル」に記載されている全ての内容。

〔合格基準〕

コース中の全てのプログラムに真剣に取り組み、コースを終了した者。

〔認定後の活動〕

- ① ファンダイビング引率活動を単独で行なうことができる。
- ② STARSスノーケラー・スキンド이버・イントロダクトリーダイバー・エントリーダイバー・ツーリストダイバー・オープンウォーターダイバー・オープンウォーターダイバープラス・アドバンスドダイバー・アドバンスドダイバープラス・マスタースクーバダイバー・ダイブプロフェッショナル・スキンドビングインストラクター・オープンウォーターインストラクターの講習活動と認定活動を単独で行なうことができる。
- ③ アドバンスドインストラクターコース開催者（アクティブステイタスを持つコースディレクターエグゼクティブ以上の者）から指名を受けた場合には、当該コース開催者から指示されたアドバンスドインストラクターコースの学科講習と実技講習を、コース開催者の直接管理を要せず、単独で行なうことができる。
- ④ STARSのインストラクター資格を取得後、STARSダイバーコースとインストラクターコースの開催と認定実績が、下記の規定以上となった場合には、STARS本部に申請することによりインストラクタートレーナーエグゼクティブとして認定される。STARS以外の他の潜水教育機関等での当該コースの開催と認定実績は、下記の実績として考慮されない。

オープンウォーターダイバー	: 50名以上
アドバンスドダイバー	: 15名以上
マスタースクーバダイバー	: 10名以上
ダイブプロフェッショナル	: 5名以上
オープンウォーターインストラクター	: 3名以上



職業訓練用コース基準

インストラクタートレーナー エグゼクティブ

〔定義〕

STARSスノーケラー・スキンド이버・イントロダクトリーダイバー・エントリーダイバー・ツアーリストダイバー・オープンウォーターダイバー・オープンウォーターダイバープラス・アドバンスドダイバー・アドバンスドダイバープラス・マスタースクーバダイバー・ダイブプロフェッショナル・ガイドインストラクター・スキンドビングインストラクター・オープンウォーターインストラクター・アドバンスドインストラクターの講習活動と認定活動、およびインストラクタートレーナー講習活動のアシスタントを単独で行なための必要最少限度の知識と技術があるインストラクターです。

〔コースの目的〕

STARSインストラクタートレーナーとして、認定ランクにふさわしい継続的な活動を行なっているインストラクターを表彰するために設けられた称号である。従って、コースの開催は行われない。

〔承認条件〕

- ① STARSインストラクタートレーナーの認定を受けていること。
- ② STARSのインストラクター資格を取得後、STARSダイバーコースとインストラクターコースの開催と認定実績が、下記の規定を満たすことを証明できること。STARS以外の他の潜水教育機関等での当該コースの開催と認定実績は、下記の実績として考慮されない。

オープンウォーターダイバー	: 50名以上
アドバンスドダイバー	: 15名以上
マスタースクーバダイバー	: 10名以上
ダイブプロフェッショナル	: 5名以上
オープンウォーターインストラクター	: 3名以上

- ③ 満20歳以上
- ④ STARS本部に必要な登録手続きを行なうこと。

〔認定後の活動〕

- ① ファンダイビング引率活動を単独で行なうことができる。



職業訓練用コース基準

インストラクタートレーナー エグゼクティブ

- ② STARSスノーケラー・スキンド이버・イントロダクトリーダイバー・エントリーダイバー・ツーリストダイバー・オープンウォーターダイバー・オープンウォーターダイバープラス・アドバンスダイバー・アドバンスダイバープラス・マスタースクーバダイバー・ダイブプロフェッショナル・ガイドインストラクター・スキンドイビングインストラクター・オープンウォーターインストラクター・アドバンスインストラクターの講習活動と認定活動を単独で行なうことができる。P-4-1
- ③ インストラクタートレーナーコース開催者（アクティブステイタスを持つコースディレクター以上の者）から指名を受けた場合には、当該コース開催者から指示されたインストラクタートレーナーコースの学科講習と実技講習を、コース開催者の直接管理を要せず、単独で行なうことができる。



職業訓練用コース基準

マスターインストラクター

〔定義〕

STARSスノーケラー・スキンド이버・イントロダクトリーダイバー・エントリーダイバー・ツアーリストダイバー・オープンウォーターダイバー・オープンウォーターダイバープラス・アドバンスドダイバー・アドバンスドダイバープラス・マスタースクーバダイバー・ダイブプロフェッショナル・ガイドインストラクター・スキンドイビングインストラクター・オープンウォーターインストラクター・アドバンスドインストラクター講習活動と認定活動、およびインストラクタートレーナー講習活動のアシスタントを単独で行なための必要最少限度の知識と技術があるインストラクターです。
ーコース終了時にCMAS3スターインストラクターを任意で申請することができる。

〔コースの目的〕

STARSアドバンスドインストラクター講習活動に関するティーチングテクニックと、それらの講習中の完璧な危機管理能力と危険予測能力をマスターさせます。
また、インストラクタートレーナー講習活動に関する、基礎的なティーチングテクニックをマスターします。

〔受講条件〕

- ① STARSインストラクタートレーナーの認定を受けているか、もしくは他の潜水教育機関等においてSTARSインストラクタートレーナーと同等の認定を受けていること。
- ② STARSレスキュースペシャリストの認定を受けていること。
- ③ ダイバーコースの開催実績が下記の規定を満たしていることを、証明書により証明できること。
オープンウォーターダイバーもしくは他の潜水教育機関等においてこれと同等ダイバー : 30名以上
アドバンスドダイバーもしくは他の潜水教育機関等においてこれと同等ダイバー : 15名以上
マスタースクーバダイバーもしくは他の潜水教育機関等においてこれと同等ダイバー : 10名以上
ダイブプロフェッショナルもしくは他の潜水教育機関等においてこれと同等ダイバー : 3名以上
- ④ 25歳以上であること。



職業訓練用コース基準

マスターインストラクター

〔コース概略〕

アドバンスドインストラクターコースの開催方法とインストラクタートレーナーコースのアシスタント実務についての学科講習。

〔コース開催及び認定可能インストラクター〕

STARS本部またはコースディレクターエクゼクティブ以上の全てのインストラクター。

〔トレーニングプログラム〕

STARSが定める潜水事故に関する判例研究に関する学科講習を行なう。

〔合格基準〕

コース中の全てのプログラムに真剣に取り組み、コースを終了した者。

〔認定後の活動〕

- ① ファンダイビング引率活動を単独で行なうことができる。
- ② STARSスノーケラー・スキンド이버・イントロダクトリーダイバー・エントリーダイバー・ツーリストダイバー・オープンウォーターダイバー・オープンウォーターダイバープラス・アドバンスドダイバー・アドバンスドダイバープラス・マスタースクーバダイバー・ダイブプロフェッショナル・ガイドインストラクター・スキンドビングインストラクター・オープンウォーターインストラクター・アドバンスドインストラクターの講習活動と認定活動を単独で行なうことができる。
- ③ インストラクタートレーナーコース開催者（アクティブステイタスを持つコースディレクター以上の者）から指名を受けた場合には、当該コース開催者から指示されたインストラクタートレーナーコースの学科講習を、コース開催者の直接管理を要せず、単独で行なうことができる。
- ④ STARSのインストラクター資格を取得後、STARSダイバーコースとインストラクターコースの開催と認定実績が、下記の規定以上となった場合には、STARS本部に申請することによりコースディレクターとして認定される。STARS以外の他の潜水教育機関等での当該コースの開催と認定実績は、下記の実績として考慮されない。

オープンウォーターダイバー	： 50名以上
アドバンスドダイバー	： 30名以上
マスタースクーバダイバー	： 20名以上
ダイブプロフェッショナル	： 10名以上
オープンウォーターインストラクター	： 10名以上
アドバンスドインストラクター	： 5名以上



職業訓練用コース基準

コースディレクター

〔定義〕

STARSスノーケラー・スキンド이버・イントロダクトリーダイバー・エントリーダイバー・ツアーリストダイバー・オープンウォーターダイバー・オープンウォーターダイバープラス・アドバンスドダイバー・アドバンスドダイバープラス・マスタースクーバダイバー・ダイブプロフェッショナル・ガイドインストラクター・スキンドイビングインストラクター・オープンウォーターインストラクター・アドバンスドインストラクター・インストラクタートレーナー講習活動と認定活動、およびマスターインストラクター講習活動のアシスタントを単独で行なための必要最少限度の知識と技術があるインストラクターです。

〔コースの目的〕

STARSマスターインストラクターとして、認定ランクにふさわしい継続的な活動を行なっているインストラクターを表彰するために設けられた称号である。従って、コースの開催は行われない。

〔承認条件〕

- ① STARSマスターインストラクターの認定を受けていること。
- ② STARSインストラクター資格を取得後、STARSダイバーコースとインストラクターコースの開催と認定実績が下記の規定を満たしていることを証明できること。STARS以外の他の潜水教育機関等でのインストラクターコースの開催と認定実績は、下記の実績として考慮されない。

オープンウォーターダイバー	： 50名以上
アドバンスドダイバー	： 30名以上
マスタースクーバダイバー	： 20名以上
ダイブプロフェッショナル	： 10名以上
オープンウォーターインストラクター	： 10名以上
アドバンスドインストラクター	： 5名以上
- ③ STARS本部にて面接とセミナーを受け、必要な登録手続きを行なうこと。



職業訓練用コース基準

コースディレクター

〔認定後の活動〕

- ① ファンダイビング引率活動を単独で行なうことができる。
- ② STARSスノーケラー・スキンド이버・イントロダクトリーダイバー・エントリーダイバー・ツーリストダイバー・オープンウォーターダイバー・オープンウォーターダイバープラス・アドバンスダイバー・アドバンスダイバープラス・マスタースクーバダイバー・ダイブプロフェッショナル・ガイドインストラクター・スキンドビングインストラクター・オープンウォーターインストラクター・アドバンスインストラクター・インストラクタートレーナーの講習活動と認定活動を単独で行なうことができる。
- ③ マスターインストラクターコース開催者（アクティブステータスを持つコースディレクターエグゼクティブ以上の者）から指名を受けた場合には、当該コース開催者から指示されたマスターインストラクターコースの学科講習を、コース開催者の直接管理を要せず、単独で行なうことができる。
- ④ STARSのインストラクター資格を取得後、STARSダイバーコース及びインストラクターコースの開催と認定実績が、下記の規定以上となった場合には、STARS本部に申請することによりコースディレクターエグゼクティブとして認定される。STARS以外の他の潜水教育機関等での当該コースの開催と認定実績は、下記の実績として考慮されない。

オープンウォーターダイバー	: 50名以上
アドバンスダイバー	: 30名以上
マスタースクーバダイバー	: 20名以上
ダイブプロフェッショナル	: 10名以上
オープンウォーターインストラクター	: 10名以上
アドバンスインストラクター	: 5名以上
インストラクタートレーナー	: 5名以上



職業訓練用コース基準

コースディレクター エグゼグティブ

〔定義〕

STARSスノーケラー・スキンド이버・イントロダクトリーダイバー・エントリーダイバー・ツアーリストダイバー・オープンウォーターダイバー・オープンウォーターダイバープラス・アドバンスドダイバー・アドバンスドダイバープラス・マスタースクーバダイバー・ダイブプロフェッショナル・ガイドインストラクター・スキンドビングインストラクター・オープンウォーターインストラクター・アドバンスドインストラクター・インストラクタートレーナー・マスターインストラクター講習活動と認定活動を行なうことができる。

〔コースの目的〕

STARSコースディレクターとして、認定ランクにふさわしい継続的な活動を行なっているインストラクターを表彰するために設けられた称号である。従って、コースの開催は行われない。

〔承認条件〕

- ① STARSコースディレクターの認定を受けていること。
- ② STARSのインストラクター資格を取得後、STARSダイバーコースとインストラクターコースの開催と認定実績が、下記の規定を満たすことを証明できること。STARS以外の他の潜水教育機関等での当該コースの開催と認定実績は、下記の実績として考慮されない。

オープンウォーターダイバー	: 50名以上
アドバンスドダイバー	: 30名以上
マスタースクーバダイバー	: 20名以上
ダイブプロフェッショナル	: 10名以上
オープンウォーターインストラクター	: 10名以上
アドバンスドインストラクター	: 5名以上
インストラクタートレーナー	: 5名以上
- ③ STARS本部に必要な登録手続きを行なうこと。
- ④ 満25歳以上



職業訓練用コース基準

コースディレクター エグゼグティブ

〔認定後の活動〕

- ① ファンダイビング引率活動を単独で行なうことができる。
- ② STARSスノーケラー・スキンド이버・イントロダクトリーダイバー・エントリーダイバー・ツーリストダイバー・オープンウォーターダイバー・オープンウォーターダイバープラス・アドバンスドダイバー・アドバンスドダイバープラス・マスタースクーバダイバー・ガイドインストラクター・ダイブプロフェッショナル・スキンドビングインストラクター・オープンウォーターインストラクター・アドバンスドインストラクター・インストラクタートレーナー・マスターインストラクターの講習活動と認定活動を単独で行なうことができる。
- ③ マスターインストラクターコースの開催および認定実績が15名以上となった場合には、STARS本部エグゼミネーターセミナーに参加することによりSTARS本部エグゼミネーターとして認定される。



職業訓練用コース基準

レスキューインストラクター

〔定義〕

ベーシックレスキュー、レスキュー、ファーストエイドの各スペシャリティコースを開催できるインストラクターです。

下記の講習を受講終了した場合には、本コースを受講しなくても、STARS本部に申請することによりレスキュースペシャリストの称号を得ることが出来ます。

- ① 他団体が主催するファーストエイド関連の中級教育*¹。

*1) 日本赤十字社（救急員養成講習）、消防庁（上級救命講習）、国際救命救急協会（CPRアドバンス+ECコース）、EMP社（メディックファーストエイドベーシック）およびその他STARS本部が同等と認めるもの。

- ② 他団体が主催するレスキュー関連の中級教育*²。

*2) 日本赤十字社（水上安全法 救急員養成講習）およびその他STARS本部が同等と認めるもの。

〔コースの目的〕

ベーシックレスキュー、レスキュー、ファーストエイドの各スペシャリティコースについて、十分な知識を持つことを目的としたコースです。

〔受講条件〕

- ① STARSレスキュースペシャリティコースに合格しているか、もしくは他の潜水教育機関等においてこれと同等の教育*¹を受けていること。

- ② STARSファーストエイドスペシャリティコースに合格しているか、もしくは他の潜水教育機関等においてこれと同等の教育*²を受けていること。

*1) 日本赤十字社（水上安全法 一般講習）およびSTARS本部が同等と認めるもの。

*2) 日本赤十字社（救急法 一般講習）、消防庁（普通救命講習）、国際救命救急協会（CPRベーシック+ECコース）、エルエスオー（LSFAベーシック）、EMP社（メディックファーストエイドCIC）およびSTARS本部が同等と認めるもの。

- ③ STARSオープンウォーターインストラクター以上の認定を受けていること。



職業訓練用必修コース基準

レスキューインストラクター

〔コース概略〕

講習シミュレーション実技

〔コース開催及び認定可能インストラクター〕

STARSのレスキューインストラクタートレーナーの資格を持つ、オープンウォーターインストラクター以上の全てのインストラクター。

〔トレーニングプログラム〕

- ① ベーシックレスキュースペシャリティコース講習シミュレーション
- ② レスキュースペシャリティコース講習シミュレーション
- ③ ファーストエイドスペシャリティコース講習シミュレーション

〔合格基準〕

上記講習シミュレーションに関して試験されます。全ての講習シミュレーションを満足に行うことができるとレスキューインストラクタートレーナーが判断すれば合格です。

〔認定後の活動〕

STARSファーストエイド・ベーシックレスキュー・レスキュースペシャリティの講習活動と認定活動を単独で行なうことができる。



職業訓練用コース基準

スペシャリティインストラクター

〔定義〕

ベーシックレスキュー、レスキュー、ファーストエイドを除く全てのスペシャリティコースを開催できるインストラクターです。

〔コースの目的〕

コースの開催は行われない。

〔承認の目的〕

STARSスペシャリティコースを開催するインストラクターをSTARS本部へ登録するために設けられた称号である。

〔承認条件〕

- ① STARSオープンウォーターインストラクター以上の認定を受けていること。
- ② STARS本部に必要な登録手続きを行なうこと。

〔認定後の活動〕

ベーシックレスキュー、レスキュー、ファーストエイドを除く全てのSTARSスペシャリティダイバーコースの講習活動と認定活動を単独で行なうことができる。但し、インストラクターオリジナルスペシャリティダイバーコースを開催する場合には、所定の手続きにより、事前にSTARS本部の承認を受けた後でなければ、当該コースを開催することが出来ない。また、スペシャリティコース終了後は、スペシャリティカードの発行の有無にかかわらず、当該コース合格者の所有するログブックの指定欄（スペシャリティトレーニングレコード）へ、コース合格の記載を必ず記入しなければならない。



職業訓練用コース基準

レスキューインストラクタートレーナー

〔定義〕

STARSレスキューインストラクターコースの開催と認定を行う事が出来る。

〔コースの目的〕

コースの開催は行われ無い。

〔承認の目的〕

STARSレスキューインストラクターコースを開催するインストラクターを、STARS本部へ登録するために設けられた称号である。

〔承認条件〕

- ① STARSレスキューインストラクターの認定を受けた後、STARSファーストエイド・ベーシックレスキュー・レスキュースペシャリティコースの開催および認定実績が合計で20名以上あるか、または、下記の条件を全て満たすこと。
 - I. ファーストエイド関連の上級資格（日本赤十字社 救急法 指導員養成講習、消防庁 応急手当普及員養成講習、国際救命救急協会 インストラクターベーシック、株式会社エルエスオー L S F Aインストラクター、EMP社 メディックファーストエイドベーシックインストラクター）を有していること。又は資格は所有していないが同等のトレーニングを受けた経歴があること。
 - II. レスキュー関連の上級資格（日本赤十字社 水上安全法 指導員養成講習等）を有していること。又は資格は所有していないが同等のトレーニングを受けた経歴があること。
- ② STARS本部に必要な登録手続きを行なうこと。

〔認定後の活動〕

STARSレスキューインストラクター・ベーシックレスキュー・レスキュー・ファーストエイドコースの講習活動と認定活動を単独で行なうことができる。

クロスオーバー用コース基準



クロスオーバーコース基準

イントロダクトリーダイバー

このランクにクロスオーバーコースはありません。

希望者にはエントリーダイバー、ツーリストダイバーまたはオープンウォーターダイバーコースをご提供ください。



クロスオーバーコース基準

エントリーダイバー

このランクにクロスオーバーコースはありません。

希望者にはツーリストダイバーまたはオープンウォーターダイバーコースをご提供ください。



クロスオーバーコース基準

ツーリストダイバー

〔受講条件〕

- ① 他団体のベーシックダイバー（初級ダイバー）レベルの認定を受けていること。
- ② オープンウォーターでのスクーバ潜水経験が合計で2回以上あることが、トレーニングレコードやログブックに記載されていること。

〔コース概略〕

ファンダイビング等にて最低1回のオープンウォーター潜水を実施。

〔コース開催及び認定可能インストラクター〕

オープンウォーターインストラクター以上の全てのインストラクター。

〔合格基準〕

実際のオープンウォーターにて、潜水器材セッティングよりエキジットまでの一連の動作が、指導員のアドバイスや指示に従って、安全に行なえること。



クロスオーバーコース基準

オープンウォーターダイバー

〔受講条件〕

1. 団体のオープンウォーターダイバー（初級ダイバー）レベルの認定を受けていること。
2. オープンウォーターでのスクーバ潜水経験が合計で4回以上あることが、トレーニングレコードやログブックに記載されていること。

〔コース概略〕

ファンダイビング等にて最低1回のオープンウォーター潜水を実施。

〔コース開催及び認定可能インストラクター〕

オープンウォーターインストラクター以上の全てのインストラクター。

〔合格基準〕

実際のオープンウォーターにて、潜水器材セッティングよりエキジットまでの一連の動作が安全に行なえること。

ーコース終了時に14歳未満の者はCMASジュニア1スターダイバーを任意で申請することができる。

ーコース終了時に14歳以上の者はCMAS1スターダイバーを任意で申請することができる。



クロスオーバーコース基準

オープンウォーターダイバープラス

〔受講条件〕

- ① 他団体のオープンウォーターダイバー（初級ダイバー）レベルの認定を受けていること。
- ② オープンウォーターでのスクーバ潜水経験が合計で6回以上あることが、トレーニングレコードやログブックに記載されていること。

〔コース概略〕

ファンダイビング等にて最低1回のオープンウォーター潜水を実施。

〔コース開催及び認定可能インストラクター〕

オープンウォーターインストラクター以上の全てのインストラクター。

〔合格基準〕

実際のオープンウォーターにて、潜水器材セッティングよりエキジットまでの一連の動作が安全に行なえること。

一コース終了時に14歳以上の者はCMASアドバンスド1スターダイバーを任意で申請することができる。



クロスオーバーコース基準

アドバンスダイバー

〔受講条件〕

- ① 他団体のアドバンスダイバー（中級ダイバー）レベルの認定を受けていること。
- ② オープンウォーターでのスクーバ潜水経験が、ボートダイビングを含んで合計9回以上あり、それがトレーニングレコードやログブックに記載されていること。

〔コース概略〕

ファンダイビング等にて最低1回のオープンウォーター潜水を実施。

〔コース開催及び認定可能インストラクター〕

オープンウォーターインストラクター以上の全てのインストラクター。

〔合格基準〕

実際のオープンウォーターにて、潜水器材セッティングよりエキジットまでの一連の動作が安全に行なえること。

一コース終了時に14歳以上の者はCMAS2スターダイバーを任意で申請することができる。



クロスオーバーコース基準

アドバンスダイバープラス

〔受講条件〕

- ① 他団体のアドバンスダイバー（中級ダイバー）レベルの認定を受けていること。
- ② オープンウォーターでのスクーバ潜水経験が、ポートダイビングを含んで合計13回以上あり、それがトレーニングレコードやログブックに記載されていること。

〔コース概略〕

ファンダイビング等にて最低1回のオープンウォーター潜水を実施。

〔コース開催及び認定可能インストラクター〕

オープンウォーターインストラクター以上の全てのインストラクター。

〔合格基準〕

実際のオープンウォーターにて、潜水器材セッティングよりエキジットまでの一連の動作が安全に行なえること。

一コース終了時に14歳以上の者はCMASアドバンス2スターダイバーを任意で申請することができる。



クロスオーバーコース基準

マスタースクーバダイバー

〔受講条件〕

- ① 他団体でアマチュアダイバーレベルの最高ランクに位置する認定を受けていること。
- ② オープンウォーターでのスクーバ潜水経験が、ボートダイビングを含んで合計30回以上あり、それがトレーニングレコードやログブックに記載されていること。

〔コース概略〕

ファンダイビング等にて最低1回のオープンウォーター潜水を実施。

〔コース開催及び認定可能インストラクター〕

オープンウォーターインストラクター以上の全てのインストラクター。

〔合格基準〕

実際のオープンウォーターにて、潜水器材セッティングよりエキジットまでの一連の動作が安全に行なえること。

一コース終了時に14歳以上の者はCMAS3スターダイバーを任意で申請することができる。



クロスオーバーコース基準

スペシャリティダイバー

このランクにクロスオーバーコースはありません。

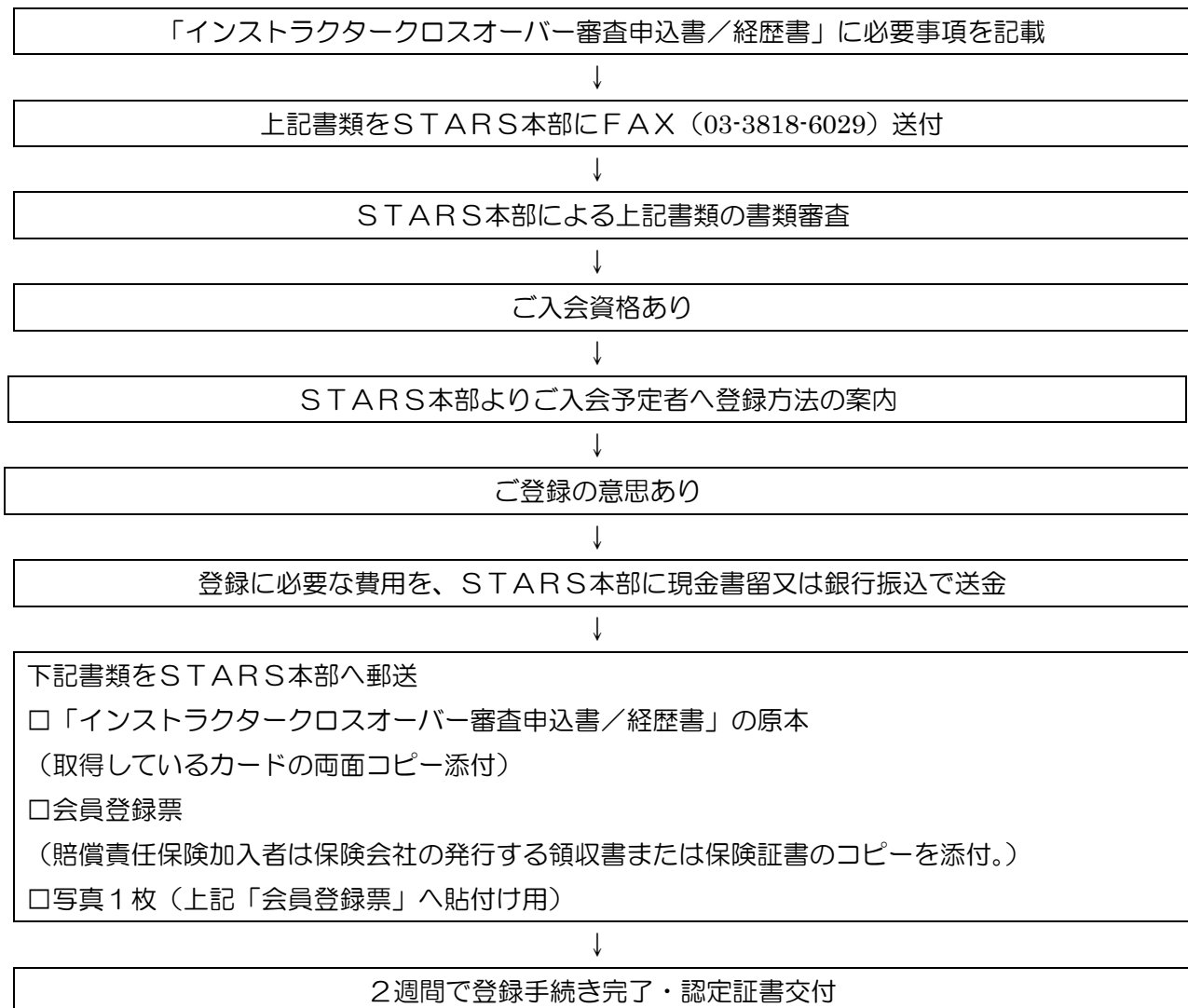
他団体のスペシャリティダイバーがSTARSに移籍を希望する場合には、所定の申請書に所持している認定証の写しを添付すれば、無条件で認定証が交付されます。



クロスオーバーコース基準

ダイブプロフェッショナル以上の全インストラクター

STARSへの移籍を希望する他団体のダイブマスターやインストラクターは、下記の手順に従い、STARSの適切なランクへ登録されます。従って、STARSダイブプロフェッショナル以上の全てのインストラクターにはクロスオーバーコースの設定はありません。



発行：東京都文京区本郷3-2-7
お茶の水サニービル
スターズ本部

TEL：03-3818-6029

FAX：03-3818-6029
